

後見関係事件郵便切手等一覧表

	収入印紙 (申立手数料)	合計	内 訳	収入印紙 (登記手数料)	備考
後見開始	申立て 1件につき 800円	4,810 円	500円×5枚、110円×16枚、 50円×7枚、40円×5枚	2,600 円	
後見開始審判の取消		4,810 円	500円×5枚、110円×16枚、 50円×7枚、40円×5枚		
保佐、補助開始		6,030 円	500円×7枚、110円×18枚、 50円×7枚、40円×5枚	2,600 円	★1
保佐・補助の同意権、代理 権（保佐・補助審判開始 後）		2,980 円	500円×3枚、110円×12枚、 10円×6枚、50円×2枚	1,400 円	
成年後見人辞任+選任		1,210 円	500円×1枚、110円×5枚、 50円×2枚、10円×6枚	1,400 円	★2
成年後見人辞任のみ		1,210 円	500円×1枚、110円×5枚、 50円×2枚、10円×6枚	1,400 円	
成年後見人解任		2,980 円	500円×3枚、110円×12枚、 50円×2枚、10円×6枚		
未成年後見人選任		2,430 円	500円×2枚、110円×13枚		★3
特別代理人選任		1,100 円	110円×10枚		
成年後見人等報酬付与		110 円	110円×1枚		★4
居住用不動産処分許可		550 円	110円×5枚		
任意後見監督人選任		4,060 円	500円×3枚、110円×19枚、 50円×7枚、40円×3枚	1,400 円	
成年被後見人に宛てた郵便物 等の配達の囑託（回送囑託）		1,440 円	500円×2枚、110円×4枚		★5 ★6
成年被後見人に宛てた郵便物 等の配達の囑託（回送囑託） の取消または変更		220 円	110円×2枚		★6 ★7 ★8
成年被後見人の死後事務の 許可		110 円	110円×1枚		★4 ★9

- ★1 開始の申立てと同時に同意権、代理権の付与を申し立てる場合は、それぞれの申立てについて収入印紙800円ずつが必要となります。
- ★2 辞任の申立て及び選任の申立てについて、それぞれ収入印紙800円ずつ、合計1600円が必要となります。
※ なお、辞任の申立てをする場合のみ、登記囑託用に1400円分の収入印紙が必要です（選任の申立てのみの場合は不要です。）。
- ★3 未成年後見人が辞任、選任の申立てを同時にする場合は、次の郵便切手が必要となります。
→ 950円（110円×8枚、50円×1枚、10円×2枚）
- ★4 審判書を窓口で受け取られる場合は、郵便切手は不要です。
- ★5 審判書を窓口で受け取られる場合は、220円（110円×2枚）のみの納付で結構です。
- ★6 囑託先が複数の場合は、囑託先が1増えるごとに110円の郵便切手を加算してください。
- ★7 郵便物等の回送を受けている、成年後見人以外の方が申立てをする場合は、1220円（500円×2枚、110円×2枚）を追加してください。
- ★8 成年後見人が複数の場合は、成年後見人が1人増えるごとに1220円（内訳は★7のとおり）の郵便切手を追加してください。
- ★9 1通の申立書で複数の事項について許可を求める場合も、申立手数料は、収入印紙800円で結構です。